

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県大牟田市沖田町438番地

氏 名 有限会社有働資源
代表取締役 有働 祐輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許可の年月日 令和 2 年 12 月 25 日

許可の有効年月日 令和 7 年 12 月 24 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（圧縮梱包）：廃プラスチック類、金属くず（以上2品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等（廃グラスウール及び廃ロックウールに限る。） 以上6品目

中間処理（破砕）：廃プラスチック類、ガラスくず等（以上2品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上6品目

中間処理（溶融固化）：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

圧縮梱包施設：設置場所 福岡県大牟田市沖田町475番

設置年月日 令和2年3月14日

処理能力 660t／日（8時間）

破砕施設：設置場所 福岡県大牟田市沖田町473番

設置年月日 平成19年10月3日

処理能力 廃プラスチック類 4.6t／日（8時間）

紙くず 3.4t／日（8時間）

木くず 4.1t／日（8時間）

繊維くず 2.3t／日（8時間）

がれき類 3.9t／日（8時間）

（30mmスクリーン使用）

ガラスくず等 4.9t／日（8時間）

溶融固化施設：設置場所 福岡県大牟田市沖田町473番

設置年月日 令和元年5月20日

処理能力 0.4t／日（8時間）

（以下裏面記載）

溶融固化施設：設置場所 福岡県大牟田市沖田町473番

設置年月日 令和元年5月20日

処理能力 0.4 t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物の保管は行わないこと。
- (2) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は788 m³以下とすること。
- (3) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず等))の保管数量は52.5 m³以下とすること。
- (4) 破碎施設については、ガラスくず等を破碎する場合には30 mm以下のスクリーンを使用すること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年12月25日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無